

2020年度賃金引き上げ夏季手当第6回団体交渉 新型コロナウイルスで 苦勞しているのは現場の社員だ！ 低額回答を許さず、再申し入れ！

本部は3月13日、「2020年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第22号）に基づく第6回団体交渉を開催し、会社の回答を受けました。

会社は、新型コロナウイルスによる減収等を理由に、組合要求とはかけ離れた昨年を下回る低額回答を行いました。しかし、新型コロナウイルスの状況の中でも現場で社員は苦勞をしながら働いています。また、収益に関しても、昨年度と比較して今年度の減収幅は横ばいもしくは微々たる減少程度でしかありません。会社は、そのような現場社員の苦勞を認めようともせず、収益が多少落ちたことに大騒ぎして低額回答を行いました。このような会社の回答、姿勢に対して、本部は怒りを持って再申し入れを行いました。

会社回答

1. 令和2年度新賃金

令和2年4月1日現在の35歳ポイントの基準内賃金を、標準乗数4相当の定期昇給額分とは別に800円（0.25%）引き上げる。（昨年比－500円）

2. 令和2年度夏季手当

- (1) 支給月数は、2.95箇月分とする。（昨年比－0.1箇月）
（6月1日現在の基準内賃金と補償措置額）
- (2) 支給日は、6月30日以降準備でき次第とする。

《主な議論》

組合：この回答では交渉は続くことになる。

会社：…

組合：持ち帰るまでもないが、再申し入れについて持ち帰り検討する。

組合：35歳ポイントの金額を明らかにすること。

会社：35歳ポイントで324,400円である。平成31年度の基準内賃金321,800円に
昨年のベースアップ分1,300円、4月からの制度改正分1,300円が加算され、
それに今年のベースアップ分800円が加算された金額になる。

組合：夏季手当は専任社員にプラス5万円を要求したが、検討したのか。

会社：回答の通りである。

組合：対立、持ち帰り検討である。再申し入れについて連絡を入れる。

会社：了解

以 上